

提 案 理 由

報告第11号
専決第6号

委任専決処分をしたものについて
損害賠償の額を定め和解することについて

理 由

公用車の事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分したことに対し、同条第2項の規定により報告するものである。

【事故の概要】

令和4年4月18日、養父市八鹿町宿南地内の市道宿南線において、宿南ふれあい号が市道寄宮3号線を利用してUターンをするためバックした際、後方不注意により、市道寄宮3号線後方を走行していた車両に衝突し、相手方車両及び公用車を破損させたもの。

■損害賠償の額 207,000円

■過失割合 市の過失 90% 相手方の過失 10%